特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
62	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（令和8年1月以降）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務
②事務の概要	・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、国税連携支援システム、固定資産税システム、家屋評価システム、軽自動車税システム、事業所税システム、収納システム、eLTAX審査システム、国税連携システム（eLTAX）、システム連携基盤、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、市たばこ税システム、入湯税システム、個人住民税申告ポータル、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、地方税外部連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
1　市民税データファイル、2　固定資産税データファイル、3　軽自動車税データファイル、4　事業所税データファイル、5　その他諸税データファイル、6　収納管理データファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の24の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、55の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、112の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・財政局税務部税制課 　住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 　電話番号：044-200-2192 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） 　住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 　電話番号：044-200-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政局税務部税制課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2192
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を踏まえ、税務事務においては、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合には、番号法第16条に定める本人確認措置（番号確認及び身元（実存）確認）を実施し、記載されたマイナンバーに誤りがないことを確認している。 ・システムへ個人番号を登録する場合は、処理後直ちに登録した職員と別の職員が照合を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
平成29年7月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和1年6月28日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和2年3月30日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和3年3月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和3年11月11日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和5年1月25日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和6年3月26日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和7年1月14日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和7年7月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和8年10月30日	表紙 公表日	令和7年3月31日時点	令和8年10月30日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	市税システム、eLTAX審査システム、国税連携システム（eLTAX）、システム連携基盤、中間サーバー	宛名システム、個人住民税システム、国税連携支援システム、固定資産税システム、家屋評価システム、軽自動車税システム、事業所税システム、収納システム、eLTAX審査システム、国税連携システム（eLTAX）、システム連携基盤、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、市たばこ税システム、入湯税システム、個人住民税申告ポータル、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、地方税外部連携システム	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅰ　関連情報　2．特定個人情報ファイル名　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・情報照会 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	・情報照会 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、55の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、112の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　人数 いつ時点の計数か	令和7年3月31日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない